

協定項目番号	23-13	合併協定項目	各種事務事業（環境対策関係）の取扱い	専門部会名	環境部会	分科会名	環境分科会
調整の方針（案）		1 公害防止施設整備資金融資事業については、観音寺市の例により統一する。 2 環境基本計画については、新市において速やかに策定する。 3 環境審議会については、合併時に再編統一する。 4 クリーン作戦事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において随時再編調整する。					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
公害防止施設整備資金融資事業		<b>目的</b> 市内中小企業者に対し、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するための施設の整備に要する資金を融資することにより、公害の防止を図る。 <b>融資条件</b> ・ 限度額 融資対象事業に要する経費の100分の80以内の額で、一の工場又は事業場につき500万円以内 ・ 融資期間 5年以内の割賦償還（うち6月据置） ・ 利率 年6.5%以内 ・ 保証料率 年1.16%以内 （利率、保証料率は、指定金融機関、香川県信用保証協会と協議のうえ定める）	-	-			
環境基本計画		未策定	未策定	未策定			
環境審議会		<b>観音寺市環境審議会</b> <b>構成</b> 委員15名以内 ・ 識見を有するもの ・ 市議会議員 ・ 関係行政機関の職員 ・ 事業者 <b>任期</b> 2年（再任可）	-	-			
クリーン作戦事業		・ 河川清掃（年1回） ・ 有明浜海浜清掃（月1回） ・ その他クリーン作戦（エコ・アダプトロード等）	・ 河川清掃（年1回） ・ 県道、高速道路側道等クリーン作戦（年1回） ・ その他井でさらい等	・ 海岸線・河川クリーン作戦（年1回） ・ 国道クリーン作戦（年1回）			

協定項目番号	23-13	合併協定項目	各種事務事業（環境対策関係）の取扱い	専門部会名	環境部会	分科会名	環境分科会
調整の方針（案）		5 墓地管理事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 6 墓地整備事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。 7 火葬場運営事務については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
墓地管理事務		・各自治会による管理運営（市営墓地なし）	・使用者が管理を行う（町営墓地無し）	・直営により管理運営  豊浜町墓地公園 豊浜町大字和田浜1622番地1  使用者の資格 (1)豊浜町内に3ヵ年以上住所を有する者 (2)豊浜町内に持家を有し、1ヵ年以上住所を有する者 (3)町長において特別の理由があると認められた者  その他町有墓地（23,779㎡）			
墓地整備事業		・整備事業  委託方式  認定事業費×50/100、認定事業費×関係戸数×1/100 のいずれか低い方（限度額は100万円）		・整備事業  助成方式  各自治会管理墓地を改修、整備する場合、工事に係る原材料費の1/2を補助（限度額は70万円）			
斎場、火葬場運営事務		観音寺市三本松火葬場 観音寺市三本松町1丁目2番2号  観音寺市伊吹火葬場 観音寺市伊吹町1269番地  ・火葬業務 委託方式（2ヶ所）  ・火葬場使用料  大人（12歳以上） 1体につき4,000円 小人（12歳未満） 1体につき2,000円 死産児又は満1歳未満 1体につき1,000円 市民以外の者の使用については、その使用料の5割の額を加算	大野原町火葬場 大野原町大字大野原1382番地2  ・火葬業務 直営方式（嘱託職員1名）  ・火葬場使用料  大人（13歳以上） 1体につき15,000円 小人（13歳未満） 1体につき9,000円 ただし、町外から使用の依頼があった時は、町長が支障がないと認められた場合に限り使用を許可し、一律30,000円を徴収	豊浜町火葬場 豊浜町大字和田浜1622番地1  ・火葬業務 委託方式  ・火葬場使用料  寝棺（13歳以上） 15,000円 寝棺（13歳未満） 7,500円 ただし、町外から火葬場の使用を願出た時は、町長が支障がないと認められた場合に限り使用を許可し、一律30,000円を徴収			

協定項目番号	23-13	合併協定項目	各種事務事業（環境対策関係）の取扱い	専門部会名	環境部会	分科会名	環境分科会
調整の方針（案）		<p>8 公害防止条例については、観音寺市の例により統一する。</p> <p>9 美しいまちづくり条例については、合併時に再編統一する。</p>					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
公害防止条例		<p>観音寺市公害防止条例</p> <p>昭和47年4月2日条例第14号</p> <p>施行 昭和48年4月1日</p> <p>目的 法令及び香川県公害防止条例に定めがあるものを除くほか、事業者及び市並びに市民の公害防止に関する責務を明らかにするとともに、公害防止に関し必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的な推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全すること</p>					
美しいまちづくり条例		<p>観音寺市美しいまちづくり条例</p> <p>平成10年12月21日条例第23号</p> <p>施行 平成11年4月1日</p> <p>目的 空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、市民等、事業者及び市が一体となって環境の美化に関する活動を行うことにより、快適な生活環境の保全及び資源の再利用の促進を図り、もってごみのない美しいまちづくりを推進すること</p>	<p>大野原町ごみ等の散乱防止及び環境美化に関する条例</p> <p>平成9年12月24日条例第4号</p> <p>施行 平成10年1月1日</p> <p>目的 町民等、事業者、占有者等及び町が一体となってごみ等の散乱を防止することにより、美しく快適な生活環境の保全に取り組み、すがすがしい街づくりの形成に資すること</p>				
<p><b>【先進地事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会（平成17年3月22日合併予定） <ul style="list-style-type: none"> <li>..... 1 環境基本計画については、新市において速やかに策定する。</li> <li>2 環境保全、公害対策、環境美化及び地区衛生に係る業務については、丸亀市の例を参考に調整する。</li> </ul> </li> <li>・砺波市・庄川町合併協議会（平成16年11月1日合併予定） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)環境対策事業については、環境保全の観点から、引き続き総合的かつ計画的に事業を推進するものとする。</li> <li>(2)環境基本計画は、新市において速やかに策定するものとする。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するものとする。</li> <li>..... (3)省略</li> <li>(4)砺波市及び庄川町独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として実施するように新市において調整するものとする。</li> <li>(5)公害防止対策については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。</li> </ul> </li> <li>・川窪地区法定合併協議会（平成16年10月12日） <ul style="list-style-type: none"> <li>..... 1～2 省略</li> <li>3 環境審議会は、合併時に新たに制度等を制定する。</li> <li>4 環境に関する計画（環境基本計画）は、川内市の例を基本として、合併後3年以内を目処に策定する。</li> <li>5 環境美化推進は、合併時に川内市の例により調整する。</li> <li>6 火葬場は、現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>7 公営の墓地は、現行のまま新市に引き継ぐ。</li> </ul> </li> </ul>							